

平成 3 0 年

1 月 総 会 （ 定 例 農 業 委 員 会 ）

議 事 録

日 高 村 農 業 委 員 会

平成 30 年 1 月総会（定例農業委員会）議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 17 日（水）午後 4 時 00 分から午後 4 時 55 分
2. 開催場所 日高村商工会 2 会議室
3. 出席委員（11 人）

番号	委員氏名	番号	委員氏名
1	筒井 祥夫	8	澁谷 剛志
2		9	北添 安
3	壬生 豊秀	10	中山 紀彦
4	青木 祐一	11	中山 美佳
5		12	森下 清徳
6	濱田 善久	13	川瀬 健
7	竹田 芳則	14	正岡 美知男

4. 欠席委員（3 人）

番号	委員氏名	番号	委員氏名
2	大川 厚男	12	森下 清徳
5	森下 達雄		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

- 第 3 第 1 号議案 非農地証明願審査の件について・・・・・・・・・・ 2 件
 第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について・・・・・・・・・・ 1 件

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松岡 一 宏
 事務局次長 藤原 信太郎
 臨時職員 鎮西 洋美

7. 会議の概要

議 長

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会平成30年1月の定例会を開催いたします。本日は11名の出席でありますので、委員会は成立しました。なお、2番の大川厚男さんと、12番の森下清徳さんは、本日所用により欠席する旨の通告がありました。5番の森下達雄さんにつきましては、本日体調不良により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告しておきます。まず、日程に入る前に新しく産業環境課課長になられました松岡課長より挨拶があります。

松岡事務局長

12月16日付で農業委員会の事務局長になりました松岡です。ここへ帰って来るのは4年ぶりで、色々変わっている事もあるし、みなさんにご協力いただきながら、日高村の農業振興に努力していきたいと考えてますので、よろしくお願いします。

議 長

これより日程に入りたいと思います。まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、会議録署名委員の指名を行います。本日の定例会の会議録署名委員に3番の壬生豊秀委員、4番の青木祐一委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には鎮西洋美臨時職員を指名します。

それでは、引き続き議事に入ります。1月定例議会、第1号議案「非農地証明願審査の件」について2件ありますが、その内の1件、事務局説明をお願いします。

藤原事務局
次長

それでは第1号議案「非農地証明願審査」の件について1件目の説明をします。1ページ目を開けて下さい。申請者「●●●●●●●●●●」、住所「●●郡●●町●●×番地」証明を受けようとする土地の所在等につきましては、「●●●●字●●●●×××番×」、地目、登記簿「田」現況「原野」、面積「1133㎡」、申請の事由は、申請地は、昭和50年7月頃売買により購入したものであるが、当時から何も耕作しておらず、現在にいたっている。特記事項につきましては、前回の農業委員会の中でも話がありましたが、申請地も含め、国土調査の成果では「筆界未定地」となってるが、周辺も含め、現状は「原野」で農地への復旧は相当困難であり、また、申請者の不動産会社は現在廃業しており、この土地を早く処分したいとの事ですが、地目が農地なので、なかなか処分が出来ないというかたちです。何とか処分ができるように、非農地として認めてもらいたいという事で今回申請が出てます。3ページの方を見ていただくと、現地の地図があります。●●●●●●●●の西側の方で、●●●●●●●●さんの東側の所にあります。旧の公図を見るとだいたい場所はこの辺かなという事でピンクで囲んでます。4ページに公図があります。まったく白地になってます。この白

い土地の中に×××番×も入っているという形で表示されてます。5 ページを開けていただくと、これは旧の公図になります。●●●●●●●●という土地が、写真の方を見ていただくと、これは航空写真ですが、この小屋が建っていて碎石が敷かれて道になっている所になります。その隣の木が生茂った所が×××番×になるんじゃないかと思います。切図がないので、多分ここではないかと。航空写真で見ても白地の部分が全て木に覆われています。写真の2 ページ、3 ページを開けていただくと、これは現地調査の時の写真になります。ちょうどみなさんが立っている所から奥に竹藪が見えますが、そちらの方に行った所が対象の農地になります。奥の方に入るとこういう形で竹が生茂って、とても農地にできる状態ではない。●●●●●●●●までこういう竹藪状態です。6 ページを見ていただくと、公図としては筆界は入ってませんが、土地としては存在してますので、全部事項証明書はあります。通常筆界未定地を判断するのは、少し問題がある面もありますが、今回、周辺も含めて非農地でありますので、認めてもいいんじゃないかという事で、前回農業委員会の中でもありましたので、今回こういう形での提出となりました。あくまでも農業委員会としては、現況が非農地ですよじゃないと認めない。後は、処分の仕方については、ご本人がやっていただく事になりますので、筆界を決めるとかではないので、現況がどうかという判断なので、審議をしていただきたいと思います。

議 長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

正岡美知男
委員

14番の正岡です。1月12日、9時より会長と農業委員、事務局の5人で現地調査を行いました。事務局から報告があったように、申請の西の土地も非農地で、写真を見てもらっても分かるように竹林で、荒れ放題になってます。そういう状態なので、非農地として認めないといけないだろうという事で判断しました。筆界未定という状態については当事者で検討していただいて、解決してもらおうという判断をしました。みなさんの審議をよろしくお願いします。

議 長

どうもありがとうございます。先程、事務局の説明と現地調査報告がありましたが、それに対して質問のある方は、挙手を持ってお願います。

中山紀彦委員

10番の中山です。農地で売買して耕作せずに荒らして、何十年かして非農地として出てくる。それを認可していけば、先は売買しておけば後はほっておいてもいいですかという質問です。

藤原事務局
次長

荒廃農地調査も毎年してますし、今後は農地最適化委員さん、農業委員

さんも出て来て、そういう事を減らしていく事が目的で法律が出来てますので、それがいいとか悪いとかではないです。

松岡事務局長

基本は、農地を買った場合、3年3耕作をしないといけないので、新たに人が変わったら、本来は3年3耕作をしてもらわないといけないという事を農業委員会としての指導もしていかないといけないし、村としてもそういう事をしていかないといけないし、きちんと耕作出来る人にしか今は売買出来ない。●●●●●がなぜ取得しているのかは、私もわかりませんが。

藤原事務局
次長

農地を農地として売買する場合は、中山さんの言われた通り、1反以上所有してないといけないし、3年3耕作という条件があります。耕作計画を提出してもらって、それを審議して認めてますよね。

中山紀彦委員

現地は●●●●●の間という事は分かります。今さら農地に戻すというのは、非常に難しいであろうと思います。と思いますが、今私が例をあげたように、●●●地区の入り口で、3反位を売買して、全然耕作もせずそれを農業委員会が認めている。

藤原事務局
次長

中山さんの言ってる土地は前にも説明したように、当時競売にかかった土地で、それを裁判所で今の所有する方が日高村の農業委員会に購入する事になったのでと申請がきて、その時には耕作計画もきちんと出ていたので、それは認めましょうという事で許可になりました。その時点で作る作らないというのは書類でしか審議ができません。

中山紀彦委員

その場所だけではなくて、●●●●●でもそういう事例はあります。農業委員会で審議して採決をとるとというのは、意味があんまりないんじゃないですか。

松岡事務局長

今調べてもらった非農地についても、所有者さんにこれからどうしますかという事で通知をして、農地じゃない事にするなら地目も変えて、税も農地なら安いので、そういう非農地について調べてもらった所は、役場の方から今後どうしますか、農地に戻しますかという通知をしながら、ちゃんとした農地を守っていく。そうじゃないものは、きちんとした適正な課税をしていかないかんという事で、今取り組みを進めているという事ですので、皆さんに調査をしてきてもらった所については、村としても通知を送って、取り組みをしておりますので、全然意味がないとかじゃなくて、きちんとしていかなくてはいけませんし、法も変わってっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

中山紀彦委員	農地を売買した場合、普通農地は耕作しますよね。所がなかには農地を購入しておいて、一回も作らずに荒れ放題にしている所が目についてきます。そういう所を非農地証明してほしいと出してきた時にどういう対応をしますか。
藤原事務局 次長	それは、これからの農業委員さんにもかかる責任でもあるし、そういうのをなくしていくのが農業委員会の目的です。
中山紀彦委員	私が農業委員になって2年になりますが、その中でも何件も農地の売買をした後、現地調査をして、それでも全然耕作していない。作りますという事は言ってますが、作ってない所がある。それを強制力もないし、どういうふう to 今後していきますかという質問です。
松岡事務局長	農地を作ってもらわないかんので、作って下さいという指導をしていきます。農業委員のみなさんと一緒になって、そういう事では駄目なので、ちゃんと農地を作ってくれるという誓約をいただいて許可できる。だから作って下さいという事を言っていく。言い続けていくという事が必要だと思います。
正岡美知男 委員	14番の正岡です。口約束でも誓約書をもって作りますと約束していても、やらんというのは、今言ったように、その時点では信用せんと。その後作られてなかったら、農業委員会ですらどうするかを審議していく事しかないと思います。
藤原事務局 次長	その時に農地を作りますという事で3条の許可をもらって、3年たって、非農地になってたので、非農地と認めてもらいたいといっても、それは認める事ができません。それはここで審議する事なので、あの時こうであったとか出てくるはずなので。
議 長	そういう場合は、やっぱり農業委員会で審議して、手紙を出すなり、できるだけ放棄地が増えないようにしていく事やと思います。事情は変わってくるとは思いますが。
中山紀彦委員	事務局は、農地であって耕作をしてない所に、何回手紙を出しましたか。
松岡事務局長	1年に1回で、2回出してます。
議 長	今後そういう所を発見する可能性も多いと思います。その時は、事務局

	も何回かお互いこういう会をして、意見を出してもらったらいいいと思います。
藤原事務局 次長	今、誰かに作ってもらいたいという人が沢山います。なかなか借り手がないので、そういう人を農業委員さんの方で何とか、借り受けしてくれるような人がおれば、見つけておいてほしいです。実際、今日も売りたいという人が来てましたが、相手がなかなかいないという話だったので。
議 長	いろいろ意見が出ましたが、他にありませんか。意見がないようでしたら採決にはいりたいと思います。この「非農地証明願」の証明を許可する方の挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。
議 長	続きまして、2件目の説明を事務局お願いします。
藤原事務局 次長	2件目に入る前に、折角ですので今回筆界未定地という事で、日高村の国土調査もほぼ終了で、測量自体は終わった状態です。国土調査で筆界未定地は結構あります。今、年に2～3件筆界未定地を売りたいとか貸したいという話がきます。農業会議等に話を聞いたりしましたが、農地を農地とした売買する場合、耕作に供する土地が、農地かどうか確定する必要がある。筆界未定地は、筆界が何処までが農地か確定できないので、それは困る。利用権設定とか貸借の場合は、筆界がなかったらどの土地か限定できないというのがあるので、難しいという話があります。今後、そういったかたちでの相談も農業委員さんの方にもあるかと思うので、あった場合は、先にお互い話し合いをして筆界を確定してもらってから、出してねという事をアドバイスしていただけたらと思います。 それでは2件目です。8ページを開けて下さい。申請者「●●●●」さん、住所「●●村●●××××番地」、証明を受けようとする土地の所在等につきましては、「●●字●●●××××番×」、地目、登記簿「田」現況「雑種地」、面積「4 3 8 m²」、申請事由については、平成13年頃より非農地となり、現在に至る。特記事項ですが、申請地は、平成13年頃から耕作しておらず、工事の残土置き場等として利用して、平成25年の国土調査でも「雑種地」とされているが、法務局の登記には、まだ反映されていない。隣接地は、既に宅地化され活用されているため、申請地についても、許可後、宅地として活用する。場所ですけども、10ページを開けていただいたら●●●●の集会所の隣になります。前に隣接地の2件も、農地法の転用の許可で、手前の倉庫の方が●●●●さん、囲んだ所の上が●

議 長	●●●さんの二男さんの土地になります。公図で見てもらうと、××××番×が●●●●さん。××××番×が●●●●さんです。残ったピンクで囲んだ土地が××××番×の土地になります。写真の方ですが、4ページ、航空写真で見ていただくと、横に建物があって、赤で囲んだ所が申請地です。5ページの方の写真ですが、空地になっている所で、両方が家に挟まれた土地で、雑草を繁らすと迷惑をかけるので、所有者の方が草刈りをしてるので、こういう状態です。ちなみに許可を受けた後は、宅地として●●●●さんの息子さんが購入して、家を建てる計画になってます。以上です。 ありがとうございます。現地報告は、会長がします。先程事務局から説明がありましたが、所有者が草も刈ったりして、問題もないと思います。後、この土地を購入して家を建てる人も問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。 この案件について質問のある方は挙手をもってお願いします。ないようでしたら採決にはいたいと思います。この「非農地証明願」の証明を許可する方の挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。
議 長 藤原事務局	続きまして、第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定」について1件、事務局説明をお願いします。 14ページを開けて下さい。第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるにあたり別紙のとおり、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、日高村長より諮問がありましたので、協議する。いわゆる利用権設定です。利用権の設定を受ける者「●●●村●●×××番地×」、「●●●●●」さん、利用権の設定をする者「●●●村●●×××」、「●●●●●」さん、利用権を設定する土地「●●●字●●●×××番××」、地目「田」、面積「1537㎡」、設定する利用権は、内容「水稻」、始期「平成29年1月」、終期「平成38年12月31日」、存続期間「10年」、10a当たりの借賃「15,000円」、借賃「23,055円」、支払い方法「毎年12月末払い」、利用権設定の種類「賃借」です。場所は、17ページを見ていただくと、●●●の●●●●●の西側に●●●●●さんの倉庫があって、そこを少し入っていった所になります。写真のほうになりますが、7ページを見ていただくと、航空写真になりま

	すが、赤で囲んだ所になります。8 ページ 9 ページが現在の現地の写真になります。利用権設定をする前に、すでに●●さんが作ってまして、今回きちんと契約したいという事で、利用権設定の申請がありました。契約前から耕作をされてたので、問題はないと思います。以上です。
議 長	どうもありがとうございます。現地調査報告は私の方がしたいと思います。12日の朝、8時半より現地調査を行いました。●●さんも今までこういう土地を持って、耕作されてますので、これは問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。何かこれについて質問はありませんか。第2号議案について、承認をいただきたいと思います。この案件について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) どうもありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。
議 長	これで今日の案件は終わりました。その他の件で何か事務局ありますか。
藤原事務局 次長	昨年の12月議会で、新たな農業委員会の移行に向けて、定数条例を提案しておりました。内容については、農業委員さん9名、農地利用最適化推進委員5名という事で定数を決めました。農地利用最適化推進委員さんについては、各地域から1名ずつという事で条例を作ってます。これで今年の4月頃から募集をかけて、皆さんの任期の7月30日から新たな農業委員会に移行するというかたちになります。これから先、農業委員さんをやってくれるかといったら、なかなか手があがりにくい分もあると思いますので、農業委員さんをやってくれそうな方を探しておいていただけたらと思います。今回地域で農業委員さんを決めるのは難しいです。青年農業者とか、認定農業者とか、女性農業者という形で、後、中立委員の中でやっていくようになります。そっちの方は難しいので、農地利用最適化委員は各地域から1名ずつ出していただいて、やはり地域の事情に詳しい方になっていただけたらいいと思います。
議 長	事務局とも話し合いをしましたが、推進委員さんが1人いたら農業委員さんもおらないかと思います。最低各地区に農業委員1人、推進委員1人は必要やと思います。そういった事をこれからも頭の中に入れていただいて、事務局の方とも話し合いをしながら振り分けていけたらなと思いました。
松岡事務局長	立候補という事の受付けを、4月に近づいたらするようにします。

議 長

これ以外の報酬等については、3月の議会での決定になると思います。
他になれば、これで平成30年1月の農業委員会を閉会致します。

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

平成30年 1月17日

議事録署名委員

議事録署名委員